

太子町立中学校

部活動の地域移行をふまえた スポーツ・文化活動の 人材バンク登録者 募集!



太子町教育委員会では、全国的に進められている「部活動の地域移行」をふまえ、中学生の部活動や部活動の地域移行後のスポーツ・文化活動の指導に関わっていただける指導者の人材バンクへの登録を募集します。

主な活動内容

部活動指導員の場合

- ・部活動の技術指導
- ・大会への引率、審判
- ・活動計画の立案等
(学校の顧問と連携)

部活動地域移行後、 地域クラブ指導者の場合

- ・部活動指導員に準ずることを基本に今後検討予定

勤務条件等

部活動指導員の場合

- ・町会計年度任用職員
- ・町規定の報酬
- ・活動時間は平日1日2時間以内、休日1日3時間以内
(ただし、大会や練習試合等の引率等の場合は、この限りではない。)
- ・年間合計215時間程度(令和5年度実績)
- ・任用期間は任用開始日からその年度末まで

地域クラブ指導者の場合

- ・国や県の動向により今後決定

登録要件

下記の(1)～(3)の全ての要件を満たす者であり、かつ、(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者であること。

- (1) 該当する競技等の実技指導に精通しており、安全に指導ができること。
 - (2) 太子町教育委員会が適任であると判断すること。
 - (3) 18歳以上であること。(但し、高校生は除く。)
- (ア) 該当する競技等の学校での指導実績があること。
- (イ) 公益財団法人日本スポーツ協会又は各中央競技団体やその関係団体等が認定する指導者資格等を取得していること。
- (ウ) 該当する競技等の一定期間の経験があること。

部活動指導員の場合は、上記の要件に加え、下記の(A)～(C)の全ての要件を満たすこと。

- (A) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと。
- (B) 当該校における、部活動指導方針に沿った指導を行うことができること。
- (C) 部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができること。

活動開始までの流れ

部活動指導員の場合

- ① 申請書の提出
↓ 登録申請書【様式1】を太子町教育委員会に提出
- ② 審査
↓ 太子町教育委員会にて書類審査
- ③ 登録
適任であると認められる場合、人材バンクへ登録(各中学校に登録者の情報提供)

【指導者が必要とされる場合】

- ④ 面接
↓ 太子町教育委員会または町立中学校による面接
- ⑤ 任用
面接の結果、適任であると認められる場合に、部活動指導員として任用
※人材バンクへ登録したとしても、必ず採用されるわけではないことをご了承ください。

地域クラブ指導者の場合

今後の国や県の動向により検討予定

実施要項や申請様式については、町ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

太子町教育委員会 管理課

〒671-1592 揖保郡太子町鷗280番地1

TEL: 079-277-1016 FAX: 079-277-2201 E-mail: kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp